平成２１年（再イ）第３５５号
埼玉県川口市大字源左衛門新田65番地の33
再生債務者　中嶋　利夫
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成22年６月23日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第１１８号
岡山市北区西辛川343番地４
再生債務者　山本　佳幸
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成22年６月25日
岡山地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２１年（再イ）第２１９号
神戸市長田区寺池町２丁目10番２―207号
再生債務者　住田　伸子
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月23日
神戸地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第７号
埼玉県鴻巣市宮地５丁目10番13号
再生債務者　小田口則雄
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月15日まで
4　一般異議申述期間　平成22年７月29日から平成22年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１６号
宮城県宮城郡利府町しらかし台４丁目15番地２
再生債務者　十文字亜紀子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月５日から平成22年８月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第１０００２号
茨城県高萩市大字高萩493番地の３
再生債務者　清沢　和夫
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月６日から平成22年８月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（再ロ）第１号
宮崎市大字本郷北方4357番地12
再生債務者　前田　寛茂
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月６日から平成22年８月16日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第３号
宮崎市清武町加納乙582番地36
再生債務者　有馬　敏昭
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月６日から平成22年８月16日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１３号
京都市伏見区醍醐大構町１番地１デルパ醍醐111号
再生債務者　菊井　忠信
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月26日まで
4　一般異議申述期間　平成22年７月30日から平成22年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１号
埼玉県戸田市中町２丁目17番５―206号　ロスモシティ戸田公園
再生債務者　中西　健二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月25日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第５号
秋田県湯沢市上院内字八丁新町32番地34
再生債務者　石田　　均
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月25日　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（再ロ）第６号
福島県白河市北中川原55番地117　本多方
再生債務者　本多　四郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月25日
福島地方裁判所白河支部再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２１年（再ロ）第１０１８７号
東京都足立区佐野２―42―７―Ｅ―201
再生債務者　大和　寿之
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成22年６月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第３号
秋田県横手市大森町上溝字末野109番地40
再生債務者　高橋　浩悦
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成22年６月25日　秋田地方裁判所横手支部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十二年五月十八日
掲載頁　四頁
平成二十二年七月五日
東京都港区西麻布三丁目二〇番一六号　西麻布アネックス
（甲）合同会社ジュピターインベストメント
代表社員　エーアールホールディングス合同会社
職務執行者　桐谷　重毅
東京都港区西麻布三丁目二〇番一六号　西麻布アネックス
（乙）麻布キャピタルホールディング株式会社
代表取締役　桐谷　重毅

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年七月二十五日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十一月十九日
掲載頁　一一八頁（号外第二四五号）
平成二十二年七月五日
横浜市港北区新羽町字中屋八二三番地
（甲）キソー工業株式会社
代表取締役　天神　栄一
横浜市港北区新羽町八二三番地
（乙）株式会社キソー
代表取締役　天神　栄一